

## 要望書

2012年8月24日

厚生労働大臣 小宮山洋子 殿

全国薬害被害者団体連絡協議会

代表世話人 花井十伍

(構成団体)

MMR（新3種混合ワクチン）被害児を救援する会

大阪H I V薬害訴訟原告団

財団法人 いしずえ（サリドマイド福祉センター）

N P O 京都スモンの会

薬害筋短縮症の会

薬害ヤコブ病被害者・弁護団全国連絡会議

陣痛促進剤による被害を考える会

スモンの会全国連絡協議会

東京H I V訴訟原告団

薬害肝炎全国原告団

イレッサ薬害被害者の会

全国薬害被害者団体連絡協議会（略称薬被連）は、薬害被害者当事者団体のみで構成される唯一の連絡協議会です。私たちは薬害被害の教訓を生かし、薬害根絶を実現するべくさまざまな活動を行っています。私たち薬害被害者は薬害根絶誓いの碑が建立された8月24日を「薬害根絶デー」としています。

ついては、御省に下記の通り要望します。本日の協議の場において、真摯かつ前向きなご回答と意見交換をお願いします。

### 記

#### 1、薬害イレッサの全面解決について

薬害イレッサ訴訟に関しては東京と大阪の高等裁判所によって極めて不当な判決が出されたと認識しています。国は、すみやかに全面解決に向けた取り組みを開始してください。また、いわゆる「下書き問題」に関しては、二度とこのようなことのないように、徹底検証の上で再発防止に努めてください。

#### 2、薬事法改正を含む再発防止策等の早期実現について

「薬害肝炎の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討会」の提言を受け、「厚生科学審議会医薬品等制度改正特別部会」において薬事法改正に向けてのとりまとめが示されました。これらの経緯を踏まえ、特に以下の施策を速やかに実現してください。

- ・薬事行政の第三者による監視組織の設置法を厚生労働省として国会に提出してください。

- ・あらためて添付文書を承認事項とする法改正を検討し、添付文書に関する国の責任を明確化してください。

- ・薬害研究資料館の設置については速やかに具体的準備に着手してください。

#### 3、一般用医薬品の販売方法について

一般用医薬品の販売方法に関しては、改正薬事法の趣旨を踏まえ、リスク分類に応じた専門家の介入を徹底してください。また、経過措置によって継続されている配置販売薬については経過措置を見直して、確実に専門家が配置に関与できる体制整備をおこなってください。

#### 4、医師・薬剤師国家試験における薬害に関する出題について

薬学・医学教育のモデル・コアカリキュラムにも薬害が盛り込まれ、薬害教育の重要性に対する認識が深まっています。つきましては、医師・薬剤師国家試験における薬害に関する出題を強化充実してください。また、最近の出題における薬害関連問題を教えてください。

#### 5、陣痛促進剤のリスク情報の周知徹底について

陣痛促進剤（子宮収縮剤）の副作用による産科医療事故が後を絶ちません。再三要望しているとおり、母子健康手帳や母親教室のテキストに陣痛促進剤のリスク説明の記載を早急に実現してください。また、PMDAのホームページに出産時によく使用される医薬品の添付文書へのリンクをまとめたページを作成し、そのアドレスを母子健康手帳に記載して下さい。また、学会等のガイドラインにおいて陣痛促進剤の適正使用の記載が十分なされるよう働きかけてください。

#### 6、医薬品副作用被害救済制度の充実について

抗がん剤等による健康被害の救済に関する検討会が抗がん剤副作用の救済制度の導入を見送ったことは大変遺憾なことだと認識しています。検討会は、「政府は引き続き実現可能性について検討を続けるべき」としており、制度導入を検討するための基礎データの収集・分析に着手してください。また、胎児救済についての検討を開始してください。

以上